

宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休２日工事」実施要領 新旧対照表（令和８年１１月）

< 改定後 令和８年１１月 >	< 現 行 令和８年４月 >
宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休２日工事」実施要領 第１～第３　〔略〕 【第Ⅰ編】現場閉所型 第４　〔略〕 （実施方法） 第５　発注者は、週休２日工事の実施に当たって、別紙２に基づき入札公告及び特記仕様書に、「週休２日工事」である旨及び工事の型式（種別）を明示するものとする。 ２～７　〔略〕 ８　受注者が現場閉所型から交替制への変更を希望する場合には、発注者に協議するものとし、発注者は対象期間に入る前に限り、受発注者間の協議により変更を認めることができるものとする。 <u>〔削る〕</u> （実施確認） 第６　受注者は、対象期間の開始日から<u>月</u>毎に別紙３－１の記載例を参考とし、休日等の取得の実績が確認できる休日等取得実績書（以下、「実績書」という。）を作成し、発注者へ提出するものとする。 ２　監督職員は、受注者から提出を受けた実績書の実施状況について、必要に応じて受注者からの聞き取り及び資料提示等により作業実態の確認を行うものとする。なお、確認は、工事日報等の記録資料等により実施するものとする。 （積算方法） 第７　<u>受注者は</u>、工事着手前に「通期の週休２日」、「月単位の週休２日」、「週単位の週休２日」のいずれかに取り組み<u>か発注者に</u>協議するものとする。<u>なお、週休２日の達成に応じた各経費の補正は行わないものとする。</u>	宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休２日工事」実施要領 第１～第３　〔略〕 【第Ⅰ編】現場閉所型 第４　〔略〕 （実施方法） 第５　発注者は、週休２日工事の実施に当たって、別紙２に基づき入札公告及び特記仕様書に、「週休２日工事」である旨及び工事の型式（種別）を明示するものとする。 ２～７　〔略〕 ８　受注者が現場閉所型から交替制への変更を希望する場合には、発注者に協議するものとし、発注者は対象期間に入る前に限り、受発注者間の協議により変更を認めることができるものとする。 <u>なお、交替制へ変更する場合は対応する経費についても設計変更の対象となるので留意すること。</u> （実施確認） 第６　受注者は、対象期間の開始日から<u>２８日</u>毎に別紙３－１の記載例を参考とし、休日等の取得の実績が確認できる休日等取得実績書（以下、「実績書」という。）を作成し、発注者へ提出するものとする。 ２　監督職員は、受注者から提出を受けた実績書の実施状況について、必要に応じて受注者からの聞き取り及び資料提示等により作業実態の確認を行うものとする。なお、確認は、工事日報等の記録資料等により実施するものとする。 （積算方法） 第７　<u>発注者は、当初発注時においては、補正係数なしで積算し</u>、工事着手前に「通期の週休２日」、「月単位の週休２日」、「週単位の週休２日」のいずれかに取り組み<u>か協議するものとする。受注者が、協議に基づき、「月単位の週休２日」又は「週単位の週休２日」に取り組み、達成した場合は、精算変更時に以下の補正係数及び第５項の補正係数に基づき、達成した区分に応じた補正係数を各経費に乗じて変更するものとする。</u>

宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」実施要領 新旧対照表（令和8年11月）

< 改定後 令和8年11月 >

〔削る〕

2 〔略〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

< 現 行 令和8年4月 >

	週単位の週休2日 現場閉所 1週間に2日以上	月単位の週休2日 現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上
労務費	1.02	1.02
共通仮設費（率分）	1.05	1.04
現場管理費（率分）	1.06	1.05

2 〔略〕

3 補正方法

○労務費＝労務費合計×週休2日補正係数

○共通仮設費（率分）＝対象金額×共通仮設費率×施工地域を考慮した補正係数×週休2日補正係数

○現場管理費（率分）＝対象金額×現場管理費率×施工地域を考慮した補正係数×週休2日補正係数

4 第5条第8項に基づき現場閉所型から交替制に種別を変更する場合は、対応する経費について設計変更するものとする。

5 市場単価方式・土木工事標準単価による週休2日の積算にあたっては、現場の閉所状況に応じて、下表の補正係数を乗じるものとする。

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		週単位	月単位
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02	1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.01	1.01
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01

宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」実施要領 新旧対照表（令和8年11月）

＜ 改定後 令和８年１１月 ＞		＜ 現 行 令和８年４月 ＞			
〔削る〕		<u>防護柵設置工（落石防止柵）</u>		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
		<u>防護柵設置工（ガードパイプ）</u>	<u>設置</u>	<u>1.00</u>	<u>1.00</u>
			<u>撤去</u>	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>
		<u>道路標識設置工</u>	<u>設置</u>	<u>1.00</u>	<u>1.01</u>
			<u>撤去・移設</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
		<u>道路付属物設置工</u>	<u>設置</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
			<u>撤去</u>	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>
		<u>法面工</u>		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
		<u>吹付砕工</u>		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
		<u>軟弱地盤処理工</u>		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
		<u>橋梁用伸縮継手装置設置工</u>		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
		<u>橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工</u>		<u>1.02</u>	<u>1.02</u>
		<u>橋面防水工</u>		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
		<u>土木工事標準単価による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数</u>			
		<u>名称</u>	<u>区分</u>	<u>補正係数</u>	
				<u>週単位</u>	<u>月単位</u>
		<u>区画線工</u>		<u>1.02</u>	<u>1.02</u>
		<u>排水構造物工</u>		<u>1.02</u>	<u>1.02</u>
		<u>コンクリートブロック積工</u>		<u>1.02</u>	<u>1.02</u>
		<u>構造物とりこわし工</u>	<u>機械</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
			<u>人力</u>	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>
		<u>橋梁鋼橋塗装工</u>		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
第 8	〔略〕	第 8			
【第Ⅱ編】交替制		【第Ⅱ編】交替制			
第 9 ～ 第 1 0	〔略〕	第 9 ～ 第 1 0			
（実施確認）		（実施確認）			
第 1 1 受注者は、対象期間の開始日から <u>月</u> 毎に別紙 3－2 の記載例を参考とし、休日等の取得の実績が確認できる休日等取得実績書を作成し、発注者へ提出するものとする。		第 1 1 受注者は、対象期間の開始日から <u>2 8 日</u> 毎に別紙 3－2 の記載例を参考とし、休日等の取得の実績が確認できる休日等取得実績書を作成し、発注者へ提出するものとする。			
ただし、非常勤（臨時）以外で短期作業期間が偏在する作業形態の作業員については、短期作業期間のみを合計した期間を集計期間とし、短期作業期間と短期作業期間の間の作業のない中抜け		ただし、非常勤（臨時）以外で短期作業期間が偏在する作業形態の作業員については、短期作業期間のみを合計した期間を集計期間とし、短期作業期間と短期作業期間の間の作業のない中抜け			

宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休２日工事」実施要領 新旧対照表（令和８年１１月）

< 改定後 令和8年11月 >	< 現 行 令和8年4月 >												
期間は休日日数を算出する際の休日日数及び対象期間日数の対象としない。短期作業期間の定義は、作業日が7日以上ある場合とし、作業日が7日未満の場合は週休2日が成立しないことから、その期間は休日日数及び対象期間日数の対象としない。 (積算方法) 第12 <u>受注者は</u>、工事着手前に「通期の週休2日」、「月単位の週休2日」、「週単位の週休2日」のいずれに取り組むか<u>発注者に</u>協議するものとする。<u>なお、週休2日の達成に応じた各経費の補正は行わないものとする。</u> <u>〔削る〕</u>	期間は休日日数を算出する際の休日日数及び対象期間日数の対象としない。短期作業期間の定義は、作業日が7日以上ある場合とし、作業日が7日未満の場合は週休2日が成立しないことから、その期間は休日日数及び対象期間日数の対象としない。 (積算方法) 第12 <u>発注者は、当初発注時においては補正係数なしで積算し</u>、工事着手前に「通期の週休2日」、「月単位の週休2日」、「週単位の週休2日」のいずれに取り組むか協議するものとする。<u>受注者が、協議に基づき、「月単位の週休2日」又は「週単位の週休2日」に取り組み、達成した場合は、精算変更時に以下の補正係数及び第5項の補正係数に基づき、達成した区分に応じた補正係数を各経費に乗じて変更するものとする。</u> <table><tr><td></td><td><u>交替制による週単位の週休2日</u></td><td><u>交替制による月単位の週休2日</u></td></tr><tr><td></td><td> 休日率 28.5% (2 日/7 日) 以上 </td><td> 休日率 28.5% (8 日/28 日) 以上 </td></tr><tr><td><u>労務費</u></td><td><u>1.02</u></td><td><u>1.02</u></td></tr><tr><td><u>現場管理費（率分）</u></td><td><u>1.03</u></td><td><u>1.02</u></td></tr></table>		<u>交替制による週単位の週休2日</u>	<u>交替制による月単位の週休2日</u>		休日率 28.5% (2 日/7 日) 以上	休日率 28.5% (8 日/28 日) 以上	<u>労務費</u>	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>現場管理費（率分）</u>	<u>1.03</u>	<u>1.02</u>
	<u>交替制による週単位の週休2日</u>	<u>交替制による月単位の週休2日</u>											
	休日率 28.5% (2 日/7 日) 以上	休日率 28.5% (8 日/28 日) 以上											
<u>労務費</u>	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>											
<u>現場管理費（率分）</u>	<u>1.03</u>	<u>1.02</u>											
2 〔略〕	2 〔略〕												
<u>〔削る〕</u>	<u>3 補正方法</u> <u>○労務費＝労務費合計×週休2日補正係数</u> <u>○現場管理費（率分）＝対象金額×現場管理费率×施工地域を考慮した補正係数</u> <u>×週休2日補正係数</u>												
附 則 この要領は、令和2年10月1日から施行する。 この要領は、令和3年4月1日から施行する。 この要領は、令和3年10月1日から施行する。 この要領は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和4年3月31日以前に入札公告したモデル工事で令和4年4月1日以降に完成検査を行うものについては、要領第8条第1項における工事成績考査への加点評価は令和4年4月1日施行の要領を適用する。 この要領は、令和4年11月1日から施行する。ただし、令和4年10月31日以前に入札公告したモデル工事については従前の要領による。 この要領は、令和5年4月1日から施行する。 この要領は、令和5年11月1日から施行する。ただし、令和5年10月31日以前に入札公告し	附 則 この要領は、令和2年10月1日から施行する。 この要領は、令和3年4月1日から施行する。 この要領は、令和3年10月1日から施行する。 この要領は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和4年3月31日以前に入札公告したモデル工事で令和4年4月1日以降に完成検査を行うものについては、要領第8条第1項における工事成績考査への加点評価は令和4年4月1日施行の要領を適用する。 この要領は、令和4年11月1日から施行する。ただし、令和4年10月31日以前に入札公告したモデル工事については従前の要領による。 この要領は、令和5年4月1日から施行する。 この要領は、令和5年11月1日から施行する。ただし、令和5年10月31日以前に入札公告し												

宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休２日工事」実施要領 新旧対照表（令和８年１１月）

< 改定後 令和８年１１月 >	< 現 行 令和８年４月 >
たモデル工事については従前の要領による。 この要領は、令和６年４月１日から施行する。ただし、令和６年３月３１日以前に入札公告したモデル工事については従前の要領による。 この要領は、令和６年１１月１日から施行する。ただし、令和６年１０月３１日以前に入札公告した工事については従前の要領による。 この要領は、令和７年１１月１日から施行する。ただし、令和７年１０月３１日以前に入札公告した工事については従前の要領による。 この要領は、令和８年４月１日から施行する。ただし、令和８年３月３１日以前に入札公告した工事については従前の要領による。 <u>この要領は、令和８年１１月１日から施行する。ただし、令和８年１０月３１日以前に入札公告した工事については従前の要領による。</u>	たモデル工事については従前の要領による。 この要領は、令和６年４月１日から施行する。ただし、令和６年３月３１日以前に入札公告したモデル工事については従前の要領による。 この要領は、令和６年１１月１日から施行する。ただし、令和６年１０月３１日以前に入札公告した工事については従前の要領による。 この要領は、令和７年１１月１日から施行する。ただし、令和７年１０月３１日以前に入札公告した工事については従前の要領による。 この要領は、令和８年４月１日から施行する。ただし、令和８年３月３１日以前に入札公告した工事については従前の要領による。

宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」実施要領 新旧対照表（令和8年11月）

＜ 改定後 令和8年11月 ＞		＜ 現 行 令和8年4月 ＞																																									
別紙2		別紙2																																									
入札公告及び特記仕様書への「週休2日工事」である旨の明示		入札公告及び特記仕様書への「週休2日工事」である旨の明示																																									
1. 入札公告への明示		1. 入札公告への明示																																									
「週休2日工事」は、入札公告に以下のとおり記載するものとする。		「週休2日工事」は、入札公告に以下のとおり記載するものとする。																																									
入札公告 ○. その他 (○) 本工事は、週休2日工事（現場閉所型・交替制）の対象である。 ↑ どちらかを記載すること		入札公告 ○. その他 (○) 本工事は、週休2日工事（現場閉所型・交替制）の対象である。 ↑ どちらかを記載すること																																									
2. 特記仕様書（施工条件明示書）への明示		2. 特記仕様書（施工条件明示書）への明示																																									
「週休2日工事」は、特記仕様書（施工条件明示書）及び入札公告への明示と整合を図り、齟齬の無いように留意すること。		「週休2日工事」は、特記仕様書（施工条件明示書）及び入札公告への明示と整合を図り、齟齬の無いように留意すること。																																									
<table><tr><th colspan="4">「週休2日工事」の適用の有無</th></tr><tr><td>(1)「週休2日工事」</td><td>◎対象</td><td>○実施困難工事</td><td>1.「週休2日工事」の対象工事の場合は、宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」実施要領に基づき行うこととする。 なお、「週休2日工事」の種別及び区分については、下記(2)、(3)のとおりとする。 2. 実施要領は農政部長官振興課ホームページ(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosonshin/)に掲載しているので参照すること。 3. 改正労働基準法(平成30年6月成立)による罰則付きの時間外労働規制が建設業で適用されたことを踏まえ、週休2日の確保を目指す。「週休2日工事」での発注を原則とする。ただし応急復旧工事などの場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。その場合は「実施困難工事」として、下欄にその理由を記載する。</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>実施困難工事の理由 (例) ・応急復旧工事のため早期に工事を完成させる必要があり、週休2日の確保が困難なため</td></tr><tr><td>(2)「週休2日工事」の種別</td><td>○現場閉所型</td><td>○交替制</td><td>現場閉所型:巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通じて現場や現場事務所を閉所する。 交替制:現場閉所を行うことが困難な工事について、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を行う。</td></tr><tr><td>(3)「週休2日工事」の区分</td><td colspan="3">1. 工事着手前に「通期の週休2日」、「月単位の週休2日」、「週単位の週休2日」のいずれかに取り組むか受発注者間で協議の上、週休2日の区分を決定する。 2. 週休2日の達成状況に応じた補正は行わない。</td></tr></table>		「週休2日工事」の適用の有無				(1)「週休2日工事」	◎対象	○実施困難工事	1.「週休2日工事」の対象工事の場合は、宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」実施要領に基づき行うこととする。 なお、「週休2日工事」の種別及び区分については、下記(2)、(3)のとおりとする。 2. 実施要領は農政部長官振興課ホームページ(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosonshin/)に掲載しているので参照すること。 3. 改正労働基準法(平成30年6月成立)による罰則付きの時間外労働規制が建設業で適用されたことを踏まえ、週休2日の確保を目指す。「週休2日工事」での発注を原則とする。ただし応急復旧工事などの場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。その場合は「実施困難工事」として、下欄にその理由を記載する。				実施困難工事の理由 (例) ・応急復旧工事のため早期に工事を完成させる必要があり、週休2日の確保が困難なため	(2)「週休2日工事」の種別	○現場閉所型	○交替制	現場閉所型:巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通じて現場や現場事務所を閉所する。 交替制:現場閉所を行うことが困難な工事について、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を行う。	(3)「週休2日工事」の区分	1. 工事着手前に「通期の週休2日」、「月単位の週休2日」、「週単位の週休2日」のいずれかに取り組むか受発注者間で協議の上、週休2日の区分を決定する。 2. 週休2日の達成状況に応じた補正は行わない。			<table><tr><th colspan="4">「週休2日工事」の適用の有無</th></tr><tr><td>(1)「週休2日工事」</td><td>◎対象</td><td>○実施困難工事</td><td>1.「週休2日工事」の対象工事の場合は、宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」実施要領に基づき行うこととする。 なお、「週休2日工事」の種別及び区分については、下記(2)、(3)のとおりとする。 2. 実施要領は農政部長官振興課ホームページ(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosonshin/)に掲載しているので参照すること。 3. 改正労働基準法(平成30年6月成立)による罰則付きの時間外労働規制が建設業で適用されたことを踏まえ、週休2日の確保を目指す。「週休2日工事」での発注を原則とする。ただし応急復旧工事などの場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。その場合は「実施困難工事」として、下欄にその理由を記載する。</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>実施困難工事の理由 (例) ・応急復旧工事のため早期に工事を完成させる必要があり、週休2日の確保が困難なため</td></tr><tr><td>(2)「週休2日工事」の種別</td><td>○現場閉所型</td><td>○交替制</td><td>現場閉所型:巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通じて現場や現場事務所を閉所する。 交替制:現場閉所を行うことが困難な工事について、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を行う。</td></tr><tr><td>(3)「週休2日工事」の区分</td><td colspan="3">当初発注においては、補正係数なしで積算しており、「月単位の週休2日」、「週単位の週休2日」に取り組む場合は、工事着手前に受発注者間で協議の上、週休2日の区分を決定することとする。 協議により、「月単位の週休2日」又は「週単位の週休2日」に取り組み、達成した場合は、精算変更時に達成した区分に応じた週休2日の補正係数に変更する。</td></tr></table>		「週休2日工事」の適用の有無				(1)「週休2日工事」	◎対象	○実施困難工事	1.「週休2日工事」の対象工事の場合は、宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」実施要領に基づき行うこととする。 なお、「週休2日工事」の種別及び区分については、下記(2)、(3)のとおりとする。 2. 実施要領は農政部長官振興課ホームページ(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosonshin/)に掲載しているので参照すること。 3. 改正労働基準法(平成30年6月成立)による罰則付きの時間外労働規制が建設業で適用されたことを踏まえ、週休2日の確保を目指す。「週休2日工事」での発注を原則とする。ただし応急復旧工事などの場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。その場合は「実施困難工事」として、下欄にその理由を記載する。				実施困難工事の理由 (例) ・応急復旧工事のため早期に工事を完成させる必要があり、週休2日の確保が困難なため	(2)「週休2日工事」の種別	○現場閉所型	○交替制	現場閉所型:巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通じて現場や現場事務所を閉所する。 交替制:現場閉所を行うことが困難な工事について、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を行う。	(3)「週休2日工事」の区分	当初発注においては、補正係数なしで積算しており、「月単位の週休2日」、「週単位の週休2日」に取り組む場合は、工事着手前に受発注者間で協議の上、週休2日の区分を決定することとする。 協議により、「月単位の週休2日」又は「週単位の週休2日」に取り組み、達成した場合は、精算変更時に達成した区分に応じた週休2日の補正係数に変更する。		
「週休2日工事」の適用の有無																																											
(1)「週休2日工事」	◎対象	○実施困難工事	1.「週休2日工事」の対象工事の場合は、宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」実施要領に基づき行うこととする。 なお、「週休2日工事」の種別及び区分については、下記(2)、(3)のとおりとする。 2. 実施要領は農政部長官振興課ホームページ(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosonshin/)に掲載しているので参照すること。 3. 改正労働基準法(平成30年6月成立)による罰則付きの時間外労働規制が建設業で適用されたことを踏まえ、週休2日の確保を目指す。「週休2日工事」での発注を原則とする。ただし応急復旧工事などの場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。その場合は「実施困難工事」として、下欄にその理由を記載する。																																								
			実施困難工事の理由 (例) ・応急復旧工事のため早期に工事を完成させる必要があり、週休2日の確保が困難なため																																								
(2)「週休2日工事」の種別	○現場閉所型	○交替制	現場閉所型:巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通じて現場や現場事務所を閉所する。 交替制:現場閉所を行うことが困難な工事について、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を行う。																																								
(3)「週休2日工事」の区分	1. 工事着手前に「通期の週休2日」、「月単位の週休2日」、「週単位の週休2日」のいずれかに取り組むか受発注者間で協議の上、週休2日の区分を決定する。 2. 週休2日の達成状況に応じた補正は行わない。																																										
「週休2日工事」の適用の有無																																											
(1)「週休2日工事」	◎対象	○実施困難工事	1.「週休2日工事」の対象工事の場合は、宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」実施要領に基づき行うこととする。 なお、「週休2日工事」の種別及び区分については、下記(2)、(3)のとおりとする。 2. 実施要領は農政部長官振興課ホームページ(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosonshin/)に掲載しているので参照すること。 3. 改正労働基準法(平成30年6月成立)による罰則付きの時間外労働規制が建設業で適用されたことを踏まえ、週休2日の確保を目指す。「週休2日工事」での発注を原則とする。ただし応急復旧工事などの場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。その場合は「実施困難工事」として、下欄にその理由を記載する。																																								
			実施困難工事の理由 (例) ・応急復旧工事のため早期に工事を完成させる必要があり、週休2日の確保が困難なため																																								
(2)「週休2日工事」の種別	○現場閉所型	○交替制	現場閉所型:巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通じて現場や現場事務所を閉所する。 交替制:現場閉所を行うことが困難な工事について、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を行う。																																								
(3)「週休2日工事」の区分	当初発注においては、補正係数なしで積算しており、「月単位の週休2日」、「週単位の週休2日」に取り組む場合は、工事着手前に受発注者間で協議の上、週休2日の区分を決定することとする。 協議により、「月単位の週休2日」又は「週単位の週休2日」に取り組み、達成した場合は、精算変更時に達成した区分に応じた週休2日の補正係数に変更する。																																										